

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5月15日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第 8 号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後				
別表（第 1 条、第 2 条関係）			別表（第 1 条、第 2 条関係）				
地方公共 団体名	機 関		地方公共 団体名	機 関			
略	略		略	略			
嬉野市	本庁	略	嬉野市	本庁	略		
		教育委員会事務局			教育部長 課長	教育委員会事務局	教育部長 <u>教育部 次長</u> 課長
		略			略	略	
略	略		略	略			
大町町	本庁	略	大町町	本庁	略		
		町長部局			課長 総務課参事 総務課長補佐	町長部局	課長 総務課参事 総務課副課長
		略			略	略	
略	略		略	略			
佐賀県西 部広域環	略		佐賀県西 部広域環	略			

改正前		改正後		
境組合		境組合		
		天山区 共同環境 組合	執行機関	事務局長
神崎市・ 吉野ヶ里 町葬祭組 合	略	神崎市・ 吉野ヶ里 町葬祭組 合	略	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。